

(お知らせ)

2025 年 11 月 14 日

四国電力株式会社

2025 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨により 被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

2025 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨により被災されたお客さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

本年 11 月 11 日、本災害が激甚災害として指定されたことから、当社は、本災害により被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等について特別措置を講じることといたしましたので、お知らせいたします。

特別措置の内容は、次のとおりです。

1. 対象地域

四国 4 県

(香川県、愛媛県の一部を除きます。)

2. お客さまへの特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日^{※1}の延長

お客さまの災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの電気料金の支払期日を各々 1 カ月延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

お客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない場合には、そのお客さまの災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 カ月間、電気料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金等^{※2}の免除

お客さまが被災された需要場所において、災害発生日が属する月の 6 カ月後の月の末日までに一定の条件を満たす申込み^{※3}をされた場合は、工事費負担金等は申し受けません。

(4) 使用不能設備に対する基本料金の免除

災害によりお客さまの電気設備が使用不能となった場合、災害発生日が属する月から 6 カ月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

(5) 不使用日の料金割引※4

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない期間のうち、災害発生日が属する月から6カ月後の月の末日までの間において、「(2) 不使用月の電気料金金の免除」が適用されない期間については、一般送配電事業者等の託送供給等約款に定める「災害救助法が適用された場合等の特別措置」にもとづく割引（不使用日1日につき託送料金の基本料金を4%割引）と同額を電気料金から割引いたします。

(注) ※1：支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2：工事費負担金等とは、お客さまに電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用であり、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。

※3：被災時から引き続き全く電気をご使用されないで需給契約を廃止された後の新規申込み（被災時の契約容量等を超えない場合に限ります。）、再建等のための臨時申込み、再建等のための引込線等の取付位置変更の申込み（被災時の供給方法と同一である場合に限ります。）を指します。また、再建等のための引込線等の取付位置変更の場合は、原則として初回に限ります。

※4：規制料金のお客さまについては、「不使用日の料金割引」は適用いたしません。が、特定小売供給約款に定める「制限または中止の料金割引」にもとづく割引を適用いたします。

3. 特別措置のお申込み・お問い合わせ先

特別措置については、2026年5月末日までにお申込みください。

なお、特別措置の適用にあたっては、原則として、罹災証明書等のご提出が必要になります。

香川県	0120-410-761
愛媛県	0120-410-452
徳島県	0120-564-552
高知県	0120-410-430

[お電話の受付時間] 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)を除きます。

以 上